

対象甘味資源作物生産者 要件審査申請の手引き

対象生産者の要件

A-2	⑤ 収穫面積の合計が4.5ha以上である協業組織
-----	--------------------------

上記に加え、次の項目も要件となります。

- 対象生産者がさとうきびを栽培している地域において、さとうきびの生産に関する中期的な見通し及びその実現に向けた計画が、対象生産者を構成員とする生産者団体等により策定されていること。
- 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行っていること

1. 要件審査申請を行うために必要な提出書類

○対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書 (別紙様式第2号(A1))	1
○協業組織の規約(参考5-2)の写し	2
○構成員の一覧表(参考4)	7
○さとうきびの基幹作業に係る管理者(オペレーター)を定める書類 (参考様式第4号)	8
上記規約で分かる場合は不要。	
○事業計画書(参考6)及び収支予算書(参考7)(申請初年度に限る)	9
○直近の収支決算書	

[作付面積のうち自らが収穫を行う面積の合計が4.5ha未満の場合、いずれか一方の書類を提出]

○収穫に係る作業受委託契約書(参考様式第2号)の写し	11
○収穫に係る基幹作業実施申込書(参考様式第3号)の写し	12

[事務手続きを委任する場合は、以下のいずれか一方の方法により委任状を提出]

○対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状	
○甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状 (参考様式第1-1号又は第1-2号)の写し	13

2. 保管することが必要となる書類

○環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート (別紙様式第1号)	15
--	----

3. すべての売渡し終了後に提出する書類

[事務手続きを委任する場合は、以下のいずれか一方の方法により委任状を提出]

○収穫に係る受託作業の実施証明書(参考様式第3号)の写し	12
1の提出した書類が基幹作業実施申込書の場合のみ必要。	
○基幹作業実績報告証明書(参考様式第7号)の写し	16

参考5－2

協業組織の規約例

〇〇〇〇〇営農生産組合規約

(目的)

第1条 この組合は、さとうきびの生産から販売までを一貫して共同で行うことを通して、効率的かつ安定的な農業経営の実現を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇営農生産組合」とする。

(組合事務所の所在)

第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。

(事業)

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の共同事業を行う。

- (1) さとうきびの栽培に関する計画の作成及び実施
- (2) さとうきびの販売
- (3) 生産資材の購入
- (4) 施設・機械等の導入、利用及び管理
- (5) 農業共済への加入
- (6) その他第1条の目的の達成に必要な事業

(組合員の資格)

第5条 この組合の組合員の資格を有する者は、〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

(加入)

第6条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに組合員となる。
- 5 組合員の死亡又は経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申し込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第7条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第8条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

2 前項にかかわらず、組合員は、〇日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。

なお、組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

4 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと

(4) 除名

(除名)

第9条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第10条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

(1) 組合長 1名

(2) 副組合長 1名

(3) 会計担当 1名

(4) 監事 1名

2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。

3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。

4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。

5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。

6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員を選出)

第11条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第13条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。

4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 利益の配分基準
- (6) 経費の賦課及び徴収方法
- (7) 借入金の償還計画
- (8) 役員の選任及び解任
- (9) 組合への加入及び脱退
- (10) 組合員の除名
- (11) 組合の財産処分
- (12) その他組合の運営に必要な事項

(農業機械及び施設の利用及び管理)

第15条 この組合は、農業機械及び施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努めるものとする。

2 この組合は、あらかじめ農業機械及び施設による作業の管理者を定め、その名簿を整備するものとする。

(債権債務)

第16条 この組合の債権債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(費用負担及び利益配分)

第17条 この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、すべての組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益（共済金を含む。）は、すべての組合員に対し配分するものとする。

（経理）

第18条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

2 組合名義によるさとうきびの販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。

3 組合員に対する利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

（事業年度）

第19条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

（解散）

第20条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の〇分の〇以上の議決を経て、処理の方法が定められている場合を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。

（細則）

第21条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。

（附則）

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

（利用上の注意）

本規約は、協業組織の規約を例示したものであり、税務上、「任意組合」又は「人格なき社団」のいずれに該当するのかは、規約の内容だけではなく、各組織毎の運営実態等に基づいて個々に判断されます。

詳しくは、各税務署にご相談ください。

〇〇営農生産組合加入申込書

令和 年 月 日

〇〇営農生産組合 御中

申請者 氏名
住所
電話

申請者は、〇〇営農生産組合の規約に基づき、規約及びその他の細則等を承知した上で、貴組合へ加入を申し込みます。
また、次に提示する農用地について、貴組合の事業に供します。
なお、組合員となった場合には、貴組合の規約に基づき、出資金を払い込みます。

	農用地の所在地・地番	地目	面積
1			
2			
3			
4			
5			

参考 4

構成員の一覧表

組織名	〇〇〇〇〇〇〇組合		代表者名	〇 〇 〇 〇	
No.	対象要件区分	対象生産者コード	住 電 話 番 号	氏 名	備考
1	A－3	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇－△△△－××××	〇 〇 〇 〇	
2	A－3	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇－△△△－××××	〇 〇 〇 〇	
3	A－3	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇－△△△－××××	〇 〇 〇 〇	
4	それ以外の対象生産者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇－△△△－××××	〇 〇 〇 〇	
5	それ以外の対象生産者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇－△△△－××××	〇 〇 〇 〇	

注 1) A－1 の特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること

注 2) A－2 の協業組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること

注 3) A－3 の共同利用組織については、組織名・代表者名・対象生産者コード・対象要件区分・住所電話番号及び氏名を記載すること

注 4) A－3 の共同利用組織の場合であって、対象要件区分に当該要件以外の者が含まれているときには、その者の対象要件区分欄には「それ以外の対象生産者」と記載すること

注 5) 対象生産者コードが付与されていない場合は対象生産者コード欄の記載不要

さとうきびの基幹作業に係る管理者（オペレーター）を定める書類

必須項目

令和〇〇年〇月〇〇日

住所 〇〇県△△市□□1-2-3

名称 農畜営農生産組合

代表者名 組合長 農畜 太郎

必須項目

当組織の令和〇〇年産さとうきびの基幹作業に係る管理者（オペレーター）は以下のとおりである。

さとうきび基幹作業種目	管理者（オペレーター）氏名
☐ 耕起・整地 ☐ 株出管理 ☐ 植付け ☐ 防除 ☐ 中耕培土 ☒ 収穫	甘蔗 太郎
☐ 耕起・整地 ☐ 株出管理 ☐ 植付け ☐ 防除 ☐ 中耕培土 ☒ 収穫	きび 太郎
☐ 耕起・整地 ☐ 株出管理 ☐ 植付け ☐ 防除 ☒ 中耕培土 ☐ 収穫	きび 次郎

管理人（オペレーター）ごとに、該当する
基幹作業にチェックを入れてください。

注 本様式は、規約等で「さとうきびの基幹作業の管理者（オペレーター）」に関する記述がない場合の様式例である。

A-1③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織用
A-2⑤ 収穫面積の合計が 4.5ha 以上である協業組織用

参考 6

事業計画書の例

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇生産組合事業計画書

1 経営規模

(1) 経営部門（組織が使用収益権を持ち栽培を行う農地面積を記載すること）

さとうきび	かんしょ	その他	合計
a	a	a	a

(2) 作業受託部門

さとうきび	かんしょ	その他	合計
育苗 a	a	a	a
耕起・整地			
畝立て・マルチ			
株出管理			
植付け			
収穫			

2 業務分担（作物別に記載すること）

(1) 作業従事者

基幹作業種目	オペレーター	補助労働者
育苗		
耕起・整地		
畝立て・マルチ		
株出管理		
植付け		
収穫		

(2) 事務担当者

	担当者
経理	
栽培計画作成	
農作業従事計画作成及び人員配置調整	
農業機械点検・修理	

3 農作業計画

4 その他

参考 7

収支予算書の例

令和〇〇年／〇〇年 〇〇〇〇〇生産組合 収支予算書

【収入】

No	項 目	〇〇/〇〇年 予算額	〇〇/〇〇年 決算額	差 額	備 考

【支出】

No	項 目	〇〇/〇〇年 予算額	〇〇/〇〇年 決算額	差 額	備 考

※ 当該記載例は、収支予算書と収支決算書を含めた例である。

令和〇〇年産さとうきび作業受委託契約書

必須項目

委託者 甘蔗 糖介 を「甲」、受託者 農畜生産協業組合 を「乙」として、次のとおり作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和〇〇年〇月〇〇日

(甲) 住所 〇〇県△△市〇〇〇222番地
氏名 甘蔗 糖介 印
電話番号 012-987-6543

(甲) 対象生産者コード

1 1 0 8 0 0 0 0 0 0

(乙) 住所 〇〇県△△市□□1-2-3
氏名 (組織名) 農畜生産協業組合 印
電話番号 12-345-6780

(乙) 対象生産者コード

9 9 8 7 6 5 4 3 2 1

必須項目

1. 作業受委託の場所、種類及び面積

当年産の収穫に係る面積
を記入してください。

地名・地番 (地番が不明である場合は、ほ場が識別で きる番号)	ほ場 面積	受委託する基幹作業の種類及び面積					
		耕起・整地	株出管理	植付け	防除	中耕培土	収穫
〇〇県△△市□□□200-1 南-①	a	a	a	a	a	a	30a
〇〇県△△市□□□300-1	a	a	a	a	a	a	80a
	a	a	a	a	a	a	a
合計	a	a	a	a	a	a	110a

合計欄もそれぞれ忘れずに記入し
てください。

必須項目

2. 受託料の単価

	全作業	耕起・整地	株出管理	植付け	防除	中耕培土	収穫
単価 (単位記載※)							〇〇円/a

※「a 当たり」または「トン当たり」等单位を明記すること。

任意項目

3. 受託料の支払

甲は、乙に作業を完了しことを確認した後、受託料を〇〇月末までに支払うものとする。

4. その他

甲と乙との間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

基幹作業実施申込書（さとうきび）

必須項目

申込年月日：令和〇〇年〇月〇〇日

申込先：農畜生産協業組合

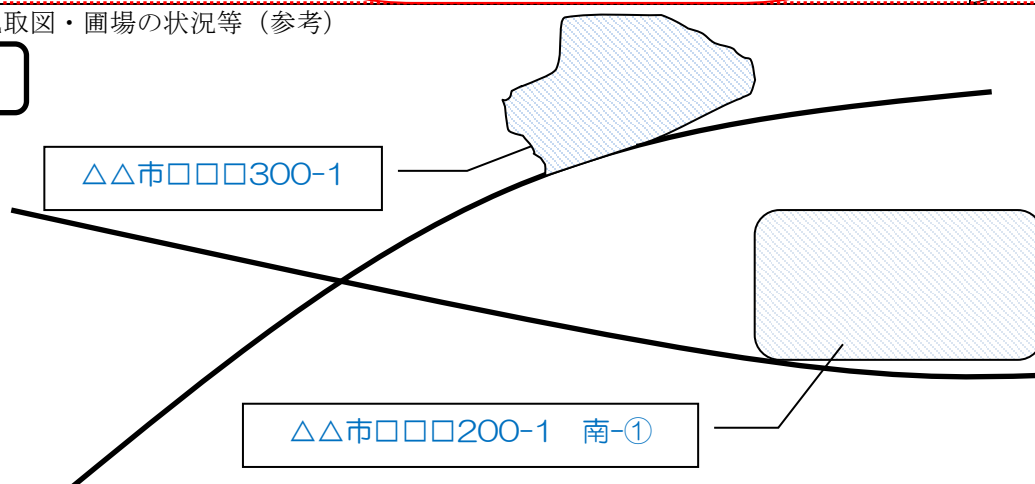
申込者氏名	甘蔗 糖介	対象生産者コード	1108000000
住 所	〇〇県△△市〇〇〇220 番地		
電話番号	012-987-6543		
地名・地番 (地番が不明である場合は、ほ場が識別できる番号)	ほ場面積	作業面積	基幹作業種目
△△市□□□200-1 南-①		30 a	収穫
△△市□□□300-1		80 a	収穫
合 計		110 a	

当年産の収穫に係る面積
を記入してください。

合計欄もそれぞれ忘れずに記入し
てください。

現場見取図・圃場の状況等（参考）

任意項目



必須項目

基幹作業実施証明書（さとうきび）

上記のとおり基幹作業を令和〇〇年〇月〇〇日（～〇〇年〇月〇〇日）に実施したことを証します。

令和〇〇年〇月〇〇日

作業実施者 対象生産者コード

9987654321

住所

〇〇県△△市□□1-2-3

組織名

農畜生産協業組合

印

代表者名

対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び
甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜生産協業組合
住 所 〇〇県△△市□□1－2－3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇1 1 1－1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する審査結果通知の受領、甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜生産協業組合

住 所 〇〇県△△市□□1－2－3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇1 1 1－1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）の趣旨を理解し、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います（例えば、作目ごとに点検する必要はありません）。
- ③ 点検は、農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シート及び 7 の項目において保存することとした記録は、次回の点検まで保存します。

1 土づくりの励行 たい肥等の有機物の施用等による土づくりを励行する。	☐
2 適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	☐
3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。	☐
4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努める。	☐
5 エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努める。	☐
6 新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。	☐
7 生産に係る情報の保存 肥料、農薬等の資材を適正に保管するとともに、生産活動の内容が確認できるよう、それらの使用状況及び施設・機械等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存する。	☐
8 安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行うとともに、安全な農作業の実施に努める。	☐

チェック欄

【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予定等（記入欄）】

点検日 年 月 日

住 所

点検者氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

必須項目

・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付金及びべん粉原料用いも交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会及び農業協同組合へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

〇〇年〇〇月〇〇日

基幹作業実施報告証明書（さとうきび）

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇 2 2 2 番地

組織名 〇〇農業協同組合

代表者名（担当者名） 代表理事組合長 伊仙 一郎

印

電話番号 099-〇〇〇-1234

農協印等の印鑑が必要です。

令和 〇年〇月〇日付けで提出した基幹
なお、作業受託者については、施行規則第
で証明します。

当年度の収穫に係る面積を記入してください。
ける基幹作業の実施結果については、下記のとおりです。
定める受託者の要件を充足したことについても確認しましたの

作 業 委 託 者 等				防 除 実 績		作 業 受 託 者			
対象 生産者 コード	氏名・ 組織名	地名・地番 (地番が不明である場合は、 ほ場が識別できる番号)	作業実施 面 積	基幹作業 種 目	共同防除・ 個人防除の別 (いずれかに○)	実施期間 年月日～年月日	対象生産者 コード	対象要件 区分	氏名・ 組織名
1108000000	甘蔗 糖介	△△市□□□300-1	80 a	収穫	共同・個人		9987	A-2	農畜生産協業組合
			a		共同・個人				
			a		共同・個人				
		小 計	80 a		共同・個人				
		その他基幹作業面積	a						
		合 計	80 a						
			a						
			a		共同・個人				
		合 計	80 a	合計欄もそれぞれ忘れずに記入してください。					

注 1：対象要件区分が A－1 以外の作業実施者については、当該申込みに係る基幹作業のみで対象要件を満たさない場合は、自らが基幹作業を行う面積や相対等で基幹作業の申込みを受けている面積をその他基幹作業面積に記載する。
注 2：本報告書に記載される共同利用組織、受託組織及びサービス事業体については、本報告を当該組織に係る参考様式第 5－2 号の基幹作業実施証明書に代えることができる。
注 3：対象生産者コードが付与されていない者については、対象生産者コード欄に電話番号を記載すること。
注 4：基幹作業種目欄に防除と記入した場合は、防除実績欄を記入すること（共同利用組織に限る）。